

第1回大宮交通公園事業者選定部会 摘録

1 開催日時

平成30年11月16日（金）午前10時～正午

2 開催場所

職員会館かもがわ 第2多目的室

3 出席者（敬称略）

委員5名出席（欠席者なし）

部会長 榎村 久子

部会員 奥田 希充子

部会員 野間 秀行

部会員 八代 章子

部会員 吉田 長裕

4 次 第

(1) 開会

(2) 委員紹介

(3) 部会長あいさつ

(4) 審議

募集要項（案）について

審査項目及び審査基準（案）について **非公開**

(5) 閉会

5 会議録

審議 公募設置指針（案）について

[摘録] <委：委員，事：事務局>

委：P15 に記載されている伐採等の 75 本は，公園全体の樹木の何パーセントを占めるのか。

事：約 14%程度である。

委：植え替えではなく伐採なのか。

事：うっそうとしている場所は伐採し，やすらぎのある明るいオープンスペースとして活用したい。また一方で，植栽も行い，緑豊かな空間にしていく。

委：景観を守るために，公園のシンボルとなる大きな樹木は残すなど，面影が残るような整備にしてほしい。そうすると地域の方々が愛着を持つようになるのではないか。

事：事業者と協議のうえ，伐採する樹木等も検討する。みどりの部分についてはP13 のすこやかゾーンに記載しており，P15 でも区民誇りの木等を配慮するよう記載している。

委：今年の台風で多くの老木等が倒れた。危険木の除去については専門家や資格を有する業者が対応するよう検討した方が良いのではないか。

事：除去する樹木等は，事業者と協議のうえ対応する。

委：事業の対象範囲は大宮交通公園全域になるのか。

事：公園全体が対象となる。

委：駐車場がなくなるが，消防署や御土居を除いて設置場所はどこを想定しているのか。

委：駐車場については，都市公園の機能を最大限に生かせるような，配置にしてほしい。

事：事業者の提案にもよるが，進入路や周辺道路を考慮した場所になると思われる。

委：広域避難場所とは何か。大宮交通公園以外で避難する場所はあるのか。

事：広域避難場所とは，10,000 m²以上という基準があり，大規模火災等があったとき，輻射熱から逃れられるよう，一時的に避難をしていただく場所である。一般的に長期的な避難は小中学校の体育館等が担うこととなる。

委：公園の中に災害用の備蓄などをするのか。

事：公園内に災害用の備蓄をするわけではないが、広域避難場所として、P11にも記載しているとおり、危機管理に対応できる管理運営とするよう求めている。また、隣接する消防署に備蓄倉庫を整備する計画であり、お手洗いの貸し出しも検討しており、公園と一体的に防災機能の強化を図っていく。

委：P-PFI を活用するに当たり、収益を活かした管理は、例えば御土居周辺の樹木にまで及ぶのか。継続的な公園の運営をしていく中でどこまでが範囲なのか教えてほしい。

事：樹木の管理も対象にしている。

委：公園の名称がサイクルセンターになるのか。

事：公園名称に変更はない。

委：P10 に環境に優しい乗り物や自動運転の体験等と記載されているが、どういうことなのか。

事：ゴーカートに替わるものとして、来園者に楽しんでいただけるものを求めている。この公園では、自転車のことも学べ、更に楽しんでいただけるようにしたい。

委：P11 の「閉園後も営業することが可能」とはどういう意味か。

事：提案によっては、協議の上公園の開園時間と店舗の開店時間を分けることも可能であり、今は広く提案を求めていきたいと考えている。

委：広域避難場所であれば、外周のフェンスはない方がよいのでは。梅小路公園の「緑の館」のように、公園はオープンスペースになっているが、建物は時間によって閉鎖されるイメージと思っている。

委：文化財保護法に基づく、御土居の扱いが不明確である。御土居をどの程度活用できるのか。

事：参考資料として御土居の資料を公開する予定である。基本的に御土居に生えている樹木の伐採は認められているが、根株の撤去は禁止されている。また、御土居に登ったりすることは可能である。